

社会福祉法人グラディーレ 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人グラディーレ（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程でいう役員とは、法人の定款により定められた理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び弁償費は支払わないものとする。

	報 酬（日額）	弁償費（交通費等）
理事会出席報酬等	5,000 円	実費弁償

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び弁償費を支払うことができる。なお、評議員が同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び弁償費はこれを支払わないものとする。評議員報酬の年度総額は定款第八条に定められた金額の範囲内とする。

	報 酬（日額）	弁償費（交通費等）
評議員会出席報酬等	5,000 円	実費弁償

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び弁償費を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができる。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表1により報酬及び弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び弁償費を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給は職員給与の支払日に支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席等、法人・施設運営のための業務にあたった都度支給できるものとする。
- 3 報酬等は、現金又は銀行振込により本人に支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次の報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費(日額)	報酬(日額)	その他
実 費	実 費	10,000 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附則

(施行期日)

1.この規程は、平成28年10月27日より適用する。

(役員費用弁償規程の廃止)

2.この役員費用弁償規程は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬 額	弁償費（交通費等）	備考
理事長業務報酬等（日額）	30,000 円	実費弁償	
常務理事業務報酬等（月額）	300,000 円	職員交通費規程に準ずる	※1
理事及び評議員業務報酬等（日額）	10,000 円	実費弁償	
監事監査指導報酬等（日額）	10,000 円	実費弁償	

※1 職員との兼務が無い場合のみ支給